

## ● 共済金等をお支払いする主な場合 ●

P T A行事参加中に急激かつ偶然な外来の事故によりおケガをされた場合に、下記の共済金をお支払いします。

### 死亡共済金

事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合にお支払いします。

### 入院共済金

事故日からその日を含めて180日以内の入院日数に対してお支払いします。

### 後遺障害共済金

事故日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合にお支払いします。

### 通院共済金

事故日からその日を含めて180日以内の通院日数に対してお支払いします。

※被共済者：①P T A会員及びP T Aの属する幼稚園・学校・特別支援学校及び国公立幼保連携型認定こども園に在籍する園児・児童・生徒  
②P T A会員の同居の親族 ③P T A行事への参加がP T Aより認められている者

## ● 補償内容について ●

補 償 プ ラ ン		共 済 金 額 ・ 見 舞 金 額
傷 害 給 付	死 亡 共 済 金	250万円
	後 遺 障 害 共 済 金	10~200万円
	入 院 共 済 金	4,000円（1日目から）
	通 院 共 済 金	医師によるもの 2,500円（1日目から） ※規程の条件*を満たした柔道整復師法に定める柔道整復師（接骨院・整骨院）によるもの 1,500円（1日目から）
疾 病 給 付	死 亡 共 済 金	100万円
賠 償 責 任 等	見 舞 金（審査会の審査による）	社会通念上妥当な金額

※規程の条件とは 1. 柔道整復師の施術所への通院が医師の指示によるものであること。  
2. 通院期間が1ヶ月を超える場合は1ヶ月につき1回以上は医師の診断を受けていること。

## ● 万が一事故が起こったら… ●

